

独立行政法人酒類総合研究所 平成 23 年度計画

独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒総研」という。）の平成 23 年度の計画は、第 3 期の中期目標の期間の初年度としての位置付けを十分に認識し、中期計画の達成に向けて、年度ごとに達成すべき目標が定められているものは、その業務内容をより具体的に記載するとともに、5 年後の目標が定められているものは、その達成のための初年度の業務内容を定めることとする。

また、計画の実施に当たっては、「独立行政法人酒類総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成 22 年 11 月 26 日総務省行政評価・独立行政法人評価委員会）及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）の趣旨を十分に踏まえて行うものとする。

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務運営

イ 業務運営を効率的かつ効果的に推進し、資金、人材、施設等の資源の柔軟な配分を可能とするために必要と認められる総務課、研究企画知財部門、品質・安全性研究部門、醸造技術基盤研究部門、醸造技術応用研究部門、醸造技術開発研究部門、情報技術支援部門の 1 課 6 部門により遂行する。また、業務の責任の所在を明らかにするため、業務の担当部門、担当者を定め実施する。

さらに、業務全般の効率的、効果的な運営が図られるよう、理事長枠予算を確保するとともに、資源の適切な配分に努める。

ロ 業務の一層の効率的かつ効果的な運営を行うため、運営会議等の活用を図り、定期的に業務の進捗状況等を把握するとともに、業務運営に的確に反映させる。

また、外部有識者により構成される研究開発評価委員会を開催し、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、第 2 期の中期目標の期間に実施した重点研究の事後評価を行い、業務運営に的確に反映させる。

ハ 内部統制の充実・強化については、酒総研が社会的責任を果たしていくという観点から法令遵守体制の整備等を一層推進することとし、リスクマネジメントの適切な実施に取り組むとともに、内部監査体制の整備を図る。

ニ 効率的な実施体制の確保、外部に委託した方が効率的であると考えられる業務についての外部委託の積極的な導入、研究及び調査業務等の重点化等により、一般管理費及び業務経費（人件費（退職手当及び法定福利費は除く。）を含む。）の削減に努め、平成 22 年度予算額に対して一般管理費については 3.3%以上、業務経費については 9.7%以上の削減を行う。

ホ 契約については、法令等により契約相手先が一となる場合を除き、原則として

一般競争入札等（競争入札並びに随意契約のうち企画競争及び公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）により実施する。

具体的には、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るとともに、その改善状況を公表する。一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

研究・開発業務等に係る調達については、公開されている他の独立行政法人の事例等も参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を検討する。

また、監事監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。

なお、外部有識者等で構成される契約監視委員会に定期的又は必要に応じて意見を求め、契約の競争性、透明性の改善を図るとともに、その審議概要を公表する。

へ 人件費（退職手当及び法定福利費は除く。）は、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年 6 月 2 日法律第 47 号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）を踏まえ、平成 22 年度予算額に対して 1%以上の削減を行う。ただし、競争的研究資金等により雇用される任期付職員等の人件費はこれに含まない。

また、酒総研の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮した上で、事務・技術職員の対国家公務員指数を引き下げよう努める。

(2) 職場環境の整備

業務に関する事故及び災害の防止を図るため、安全衛生に関する所内講習等を実施するとともに、化学物質等の適正な管理を行う。また、職員の健康増進のために、医師による健康相談、外部カウンセラーによる悩み相談等を引き続き実施する。

(3) 職員の資質の向上

職員の資質の向上のため、関係省庁等の研修制度等を積極的に活用するとともに、国際学会等での発表等を通じて、業務の専門性及び職員個々の適性・志向を重視した能力開発に努める。特に、若手研究者等の能力開発については、平成 22 年 9 月 1 日に策定した酒総研の人材活用等に関する方針に基づき、積極的に取り組む。

(4) 職員の業績評価

職員の業績評価は、引き続き適切に行うとともに、職員のインセンティブ向上のため理事長表彰制度を活用した優秀職員の表彰を行う。

(5) 施設・機器等の効率的使用

研究施設・機器等については、研究課題に対応した整備を行う。高度な操作技術を要する施設・機器等については、取扱いができる者を確保し、効率化を図る。

また、所有する研究施設・機器等は、業務に支障のない範囲で、他の試験研究機関等による使用を認め、有効に活用することとし、インターネット等を通じて広く情報を公開する。さらに、他の試験研究機関の施設及び機器についても、利用可能なものは利用し、効率化に努める。

(6) 業務・システムの最適化

システムの調達に当たっては、原則、競争入札とする。また、ITリテラシーを向上させるための講習等を実施し、情報セキュリティの確保に努めるとともに、主要な業務システムについても適宜見直す。

(7) 資産・運営の見直し等

イ 東京事務所に関しては、赤レンガ酒造工場の文化財的価値に配慮した上で、情報収集に努めるとともに、その在り方を検討する。

ロ 保有資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性など、その保有の必要性について不断に見直しを行う。

ハ 特許については、特許保有に関する規程を整備し、目的を明確にした上で特許権の登録を行うとともに、実施許諾状況等をもとに特許権保有の是非を判断し保有コストの削減に努める。また、幅広く広報を行い特許料収入の拡大に努める。

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 酒類の高度な分析及び鑑定

酒類の高度な分析及び鑑定は、独立行政法人として真に担うべき業務に重点化すると観点から、より国税庁の税務行政に直結する業務に重点化し、以下について実施する。

イ 国税庁からの依頼を受けた分析については要請された期間内に速やかに実施し、報告する。また、国税庁からの依頼に適切に対応するため、必要な分析手法の開発、分析機器の整備を行うとともに、必要な情報を収集する。さらに、酒類の高度な分析及び鑑定業務に活用するため、諸外国の酒類製造に使用されている物品等について、情報の収集・整理に取り組む。

ロ 国税庁が保有する浮ひょうの校正依頼については、要請された期間内に速やかに実施し、報告する。また、公的試験研究機関、民間等からの浮ひょう等計器校

正依頼については、原則として民間分析機関等を紹介するが、酒総研が直接実施する必要性が高いものについては、酒総研が実施する理由を明確にした上で実施する。

ハ 台湾等向け輸出酒類及び EU 向け輸出ワインに関する受託分析については、関連情報の収集に努め、規程等を整備するとともに、適切に実施する。なお、点数が多数であるものを除き、受付日から 20 業務日以内に結果を通知する。

上記以外の公的試験研究機関、民間等からの受託分析については、原則として民間分析機関等を紹介するが、酒総研が直接実施する必要性が高いものについては、酒総研が実施する理由を明確にした上で実施する。

ニ 国税庁所定分析法の改良及び国税局鑑定官室で行う分析の精度技能試験については、要請があった場合は速やかに対応する。

ホ 酒類に関する「独立行政法人酒類総合研究所 標準分析法」については、関連情報を収集するとともに、分析法を整備する観点から注解を作成する。

(2) 酒類の品質評価

イ 酒類の品質及び酒造技術の向上を目的として、清酒、本格焼酎、果実酒等を対象とした鑑評会を業界団体と共催で実施する。実施に当たっては共催相手と十分協議するとともに、審査方法及び審査基準の公開、審査結果の出品者へのフィードバック等を通じて、開催目的が十分達成されるように努める。また、出品酒の酒質等の傾向は酒類総合研究所報告に掲載する。

ロ 清酒を対象とした全国新酒鑑評会及び本格焼酎を対象とした本格焼酎鑑評会については、日本酒造組合中央会との共催により円滑に実施する。全国新酒鑑評会については、出品酒の品質の向上及び酒造技術の研さんに応えるため、要望に配慮して、成績優秀なもの表彰を行う。

また、共催に当たっては、日本酒造組合中央会の意向も踏まえつつ、収支相償の考え方を基本に実施する。

なお、民間で実施可能なものは民間で実施することをより徹底するとの観点から、民間による単独実施に向けて協議を始める。

ハ 果実酒等を対象とした果実酒・リキュール鑑評会については、共催による実施を目指して、引き続き関係業界団体と協議する。

共催で実施する場合は、関係業界団体の意向も踏まえつつ、収支相償の考え方を基本に実施する。

ニ 業界団体等が主催する鑑評会及び審査会等には、要請に基づき品質評価基準の

作成、審査員の派遣、後援など必要に応じて支援を行う。また、要請に応じて受託品質評価を行う。

ホ 酒類の適正な品質評価のため、職員の審査能力の向上に資する官能評価訓練を実施する。

(3) 酒類及び酒類業に関する研究及び調査

イ 研究及び調査は、中期計画に定めた「酒類の品目判定等」及び「酒類の安全性の確保」を目的とした研究及び調査に重点化して実施することとし、【別表1】に記載する研究及び調査を実施する。また、真に行政ニーズがある研究及び調査として、【別表2】に記載する研究及び調査を実施する。ただし、これらのうち、民間資金等を導入することが適当と認められるときは、民間機関・大学等との共同研究による実施を推進するなど、民間資金等の導入に努める。

ロ 各研究課題については、行政ニーズを明確化するとともに、本年度が第3期中期目標の期間の初年度であることを踏まえ、最終的な成果についての十分な見通しのもと、研究計画及び研究資源の配分計画を立てて効率的かつ効果的に実施する。

ハ 【別表1】及び【別表2】に記載されていない研究及び調査であって、第2期中期目標の期間における実施又は達成状況が極めて順調であり、更なる研究及び調査の実施によって大きな成果を得られることが見込まれる研究及び調査として、【別表3】に記載する研究及び調査を今後3年間実施する。

ニ ハに掲げる研究についても、民間の資金の導入、及び他の研究機関等における調査研究との相互補完や連携を図る観点から、民間資金等を導入することが適当と認められる研究課題については共同研究による実施を推進する。

ホ 第2期中期目標の期間に実施した特別研究課題については、重点的に資源を投入した課題として、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に沿って、外部委員で構成される研究開発評価委員会において事後評価を実施する。

ヘ 研究及び調査において必要となる分析のうち、民間に依頼した方が効率的なもの等酒総研が直接実施する必要性が高くないものについては、民間事業者等に分析を委託する。

(4) 研究及び調査の成果の公表及び活性化

イ 研究成果の発表

研究成果については、国内外の学会、シンポジウム等で発表するとともに、速

やかに日本醸造協会誌、*J. Biosci. Bioeng.*、*Biosci. Biotechnol. Biochem.*等の内外の学術雑誌に論文を投稿する。また、各研究者は、学術雑誌のインパクトファクター、酒類業界への雑誌の浸透度等を考慮して投稿するとともに、論文の質の向上及び成果の普及に配慮する。

ロ 特許の出願

特許については、特許担当者を置く。特許担当者は、特許取得について研究者等と調整し、速やかに特許出願を行う。また、必要に応じて、国際出願を行う。

ハ 共同研究等の実施

民間、その他の研究機関等との共同研究を積極的に進めるとともに、科学研究費補助金等の競争的資金等の獲得に努める。

ニ 研究生等の受入れ

各種制度に基づく博士課程修了者（ポストドクター）を受け入れるとともに、酒造技術者や大学院生等を研究生として受け入れ、人材の育成、能力強化に資するとともに、研究所の研究及び調査の活性化に努める。また、各種制度を活用して、海外からの研究者又は研修員を積極的に受け入れる。

ホ 産学官の連携

産学官の連携及び交流を図るため、職員による国立大学法人教員等への就任を受け入れる。また、産学官連携の交流会、フォーラム等には、積極的に参加する。さらに、公的機関及び民間団体等からの要請に応じて各種委員に就任し、酒類に関する専門家としての立場から社会的貢献を行う。

ヘ 国際会議への参加

F A O / W H O 合同食品規格委員会（C o d e x 委員会）等の国際機関の会議には、行政ニーズに対応して職員を派遣する。

(5) 成果の普及

イ 研究等成果の提供等

研究報文等の研究成果については、論文等の公表後3ヶ月以内にデータベース化し、ホームページで公表する。特に重要な成果に関しては、マスコミに情報を提供する。また、産業上の知見、技術については、各国税局で開催される試験研究指導検討会等の機会を通じて情報提供を行うとともに、国税庁と連携して酒類業界等への普及を図る。

ロ 清酒官能評価セミナーの実施

清酒の官能評価に関する研究成果等をもとに「清酒官能評価セミナー」を実施

し、酒類の製造業、販売業及び酒造技術指導に従事する者に対する清酒の官能評価に関する専門的知識及び技術の普及を図る。また、当セミナーで行う試験に合格し、かつ、申請書により清酒の官能評価経験等について一定の基準を満たしていると認められる者には清酒専門評価者の認定を行う。

ハ 特許の公開

新たに取得し、又は出願公開された特許については、データベース化し3ヶ月以内にホームページで公開する。また、保有している特許が幅広く使用されるように、特許流通データベース等の技術移転活動等を活用するほか、国税庁と連携した積極的な広報による普及を図るとともに、保有特許に関する相談窓口を設けて実施件数の増加に努める。

ニ 講演会の開催

酒総研の研究成果等を関係者に広く周知するため、「酒類総合研究所講演会」を開催する。前年度に引き続き清酒製造業者等が多数集まる全国新酒鑑評会の製造技術研究会の開催に併せて行うとともに、内容の工夫にも努める。

ホ 講師の派遣

国内外の機関が実施するシンポジウム、研究会及び酒類業界等が行う講演会等には、要請に応じて積極的に講師を派遣し、成果の普及を図る。

ヘ 刊行物の発行

研究成果を記載した「酒類総合研究所報告」を年1回発行する。また、酒総研の成果、業務報告等を一般消費者にも分かりやすく解説した広報誌「エヌリブ」を年2回発行するとともに、ホームページにより公開する。

ト 保有遺伝子資源の提供

保有する微生物資源、麴菌のEST解析に用いたcDNA等の遺伝子資源のうち分譲可能なものについては、分譲規程に基づき、要請に応じて他の研究機関等へ提供することとし、原則として受付日から10業務日以内に処理する。また、遺伝子資源の体系的整理、保存については、担当部門が責任を持って行うとともに、保存菌株及び関連情報の充実に努める。

チ 施設の公開

科学技術に親しみ、酒類に関する理解を深める機会を国民に提供するため、東広島施設及び東京事務所の赤レンガ酒造工場の見学を積極的に受け入れる。公開に当たっては、ホームページ等により見学案内を広く一般に周知するとともに、DVDやパネル展示等により分かりやすい説明を心がけ、見学者の酒類に対する関心と理解を深める。また、年1回行われる広島中央サイエンスパークの施設一斉

公開にも参加する。

リ 国税庁への協力

国税庁が実施する酒類に関する研修及び分析・鑑定に関する検討会等については、要請に応じて分析鑑定・研究事務協議会へ職員を派遣する等年6件以上の協力を行う。

(6) 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供

イ 情報の提供等

行政、酒類業界及び国民のニーズに配慮し、酒類及び酒類業に関する情報を国内外から幅広く収集、整理してデータベース化する。収集した情報は、冊子又はホームページ等を通じて、国民に提供する。また、これまでに提供した冊子等を増刷する際は、内容を更新する。提供する情報は、分かりやすくかつ注目されるように順位付や図表化等の工夫を行う。

ロ ホームページの充実

ホームページは、第3期中期目標の期間に実施する業務内容を反映した掲載内容になるよう修正するとともに、トップページのデザイン及びメニューを変更することにより利便性の向上を図る。また、コンテンツの作成に当たっては、分かりやすくかつ国民の興味を引くような内容とする等工夫に努める。

ハ 酒類販売管理者への情報提供

酒類販売管理や商品知識等酒類販売管理者に必要な情報を提供するため、「酒販サポートニュース」を年4回ホームページに掲載するとともに、メールマガジンを配信し掲載情報等の周知に努める。

ニ 消費者等からの問合せ

酒類及び酒類業に関する消費者等からの問合せについては相談窓口を設け、東広島事務所と東京事務所で緊密に連携を図り、問合せ内容に応じて経験豊富な職員が対応するよう調整を行う。また、問合せに対しては、原則として翌業務日までに処理する。

なお、個々の問合せに対する応答録を作成し、データベースに追加して以後の回答内容の質の向上に資する。

ホ 酒類に関する公開セミナーの開催

酒類に関する知識を広く普及するため、消費者等を対象とした酒類に関する公開セミナーを年4回以上開催する。開催に当たっては、受講者の要望等の把握に努め、分かりやすく効果的な内容となるよう工夫して実施する。

(7) 酒類及び酒類業に関する講習等

イ 酒類製造者を対象とした講習

酒類の製造に関する知識及び技術の習得を目的として、清酒製造業者等を対象とした初級コース（清酒製造技術講習）及び上級コース（酒類醸造講習・清酒上級コース）を日本酒造組合中央会と共催して円滑に実施する。また、ワインの製造業者等を対象とした講習（酒類醸造講習・ワインコース）については、共催により実施するため関係業界団体と協議する。

なお、共催で実施する場合は、関係業界団体の意向も踏まえつつ、収支相償の考え方にに基づき実施する。

さらに、民間で実施可能なものは民間で実施する観点から、民間による単独実施に向けて協議を行う。

ロ 酒類流通業者を対象とした講習

国税庁及び関係業界団体と連携して、酒類販売管理者に酒類に関する専門的知識を普及するための酒セミナーを開催する。

開催に当たっては、引き続き、関係業界団体との共催による実施に努める。また、民間で実施可能なものは民間で実施する観点から、民間による単独実施に向けて関係業界団体と協議を行う。

なお、共催で実施する場合は、関係業界団体の意向も踏まえつつ、収支相償の考え方にに基づき実施する。

ハ 国税庁職員を対象とした研修

酒税行政に携わる国税庁職員を対象とした研修の実施については、清酒醸造研修等年間4件以上協力する。

(8) その他の附帯業務

イ 学会等への支援

日本醸造学会、日本生物工学会等の関係学会からの要請に基づく委員の就任、各種研究交流会、シンポジウム等への協力を学会及び団体を単位として年10件以上行い、社会への知的貢献を行う。また、酒米研究会、清酒酵母・麴研究会、糸状菌遺伝子研究会、真核微生物交流会については、事務運営を支援する。

ロ 受託試験醸造

受託試験醸造については、原則として民間分析機関等を紹介するが、酒総研が直接実施する必要性が高いものについては、酒総研が実施する理由を明確にした上で実施する。

(9) 業務内容の評価

講演会参加者、講習等の受講者、施設公開の見学者等、酒総研が直接実施する業

務の評価については、5段階（5：満足、1：不満足）による満足度調査を行い、満足度が3.5以上となるように努めるとともに、業務内容の改善に活用する。また、依頼に基づいて講師及び審査員を派遣する業務の評価については、講習会及び審査会の主催者に対して同様の満足度調査を行い、満足度が3.5以上となるように努める。

3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- (1) 予算
【別表4】
- (2) 収支計画
【別表5】
- (3) 資金計画
【別表6】

4 短期借入金の限度額

- (1) 借入限度額
300 百万円
- (2) 短期借入れが想定される理由
 - イ 運営費交付金等の入金の変延による資金の不足
 - ロ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給
 - ハ その他不測の事態により生じた資金の不足

5 重要な財産の処分

なし。

6 剰余金の使途

研究用機器等の購入及び施設の改修に充てる。

7 その他財務省令で定める業務運営に関する事項等

- (1) 人事に関する計画
 - イ 方針
業務の効率化、非常勤職員の活用等により、常勤職員の増加抑制に努める。また、研究職員の採用に当たっては任期付任用に努めるとともに、平成 22 年 9 月 1 日に策定した酒総研の人材活用等に関する方針に基づき、若手研究者等の能力

の活用等を図る。

ロ 人員に係る指標

年度末の常勤職員数を 43 人以内とする。ただし、競争的研究資金により雇用される任期付職員はこれに含まない。

(2) 積立金の処分に関する計画

第 2 期中期目標の期間からの繰越積立金は、第 1 期中期目標の期間中に自己収入財源で取得し、第 3 期中期目標の期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却及び除却に要する費用に充当する。

(3) 情報の公開と保護

酒総研の活動についての社会への説明責任を果たすため、ホームページにより適宜情報を公開する。また、開示請求に対しては適正かつ迅速に対応するとともに、個人の権利、利益を保護するため、個人情報の適切な取扱いを図る。

【別表 1】

課題名	主な研究内容
1 酒類の品目判定に関する研究	酒類の品目の相違を明らかにするため、原料の成分分析及び酒類製造試験を行い、成分動向を解析する。また、品目判定のマーカとなる成分を探索するため、多成分一斉分析法の開発等について検討する。
2 酒類原材料等の判別に関する研究	酒類の原材料等を判別するため、酒類中の主要成分については安定同位体比分析により基礎的データを収集するとともに、その特徴を解析する。また、泡盛に特徴的な成分を明らかにする。
3 酒類関連微生物に係る酒類の安全性のための研究	醸造微生物及び酒類に混入する可能性のある汚染微生物を検出し、それら微生物種を推定するため、酒類醸造中のもろみ及び貯蔵中の酒類に含まれる微生物の遺伝情報を解析する。また、麴菌株群の安全性を確認するため、麴菌株群及びカビ毒生産性を有する <i>Aspergillus flavus</i> 菌株群について進化系統的解析を行うとともに、麴菌群の代表的な菌株のゲノム構造について解析する。
4 酒類中の有害物質の実態把握及びその低減法の開発	酒類中の有害物質の実態把握及びその低減法を開発するため、酒類の安全性に関わる有害物質についての情報を収集するとともに、必要に応じて酒類中の含有量の実態把握を行う。また、カルバミン酸エチルについては、酒類中の含有量の低減化方法を検討する。さらに、法令等により基準値が定められている成分については、酒類における実態把握を行うとともに、必要な場合は含有量の低減化方法を検討する。
5 酒類成分の解析に関する研究	酒類成分の解析技術の高度化を図るため、酒類中の成分解析に適した質量分析法に基づく多成分分析法を設定する。設定した手法に基づき、醸造酒を中心に種々の製法の酒類について解析し、各種成分の ID 化を検討する。
6 醸造原料に関する研究	酒造用原料米については、米に含有される無機成分の各元素の精米歩合別の分布及び品種ごとの特徴把握等に取り組むとともに、タンパク質組成について解析する。また、醸造用ブドウについては、ブドウに含まれるフェノール化合物の産地による特徴等を解析する。

7 醸造微生物に関する研究	<p>醸造用酵母については、各種酵母菌株のゲノム情報を収集し、既存の菌株ゲノム情報と併せて解析するとともに、醸造特性等の表現型情報の収集について検討する。また、麴菌については、ゲノム情報、文献情報等を収集するとともに、麴菌の二次代謝産物の生合成経路等に関与する遺伝子群を網羅的に同定する。さらに、ゲノム情報を活用して麴菌の遺伝子機能を効率的に解析することが可能となる菌株を育種する。</p>
---------------	---

【別表 2】

課題名	主な研究内容
8 醸造副産物・廃棄物の有効利用・効率的処理に資する研究	醸造副産物の清酒粕成分の現状を把握するとともに、有効利用の観点から新規機能性に着目して検討する。
9 酒類の長期品質保持に資する研究	清酒の長期保存劣化により生成する成分について、生成に関与する清酒製造条件、関係酵母遺伝子及び関係する清酒成分について検討する。また、清酒の劣化抑制に効果が見られる無機硫黄成分について、その作用機構を解析する。

【別表 3】

課題名	主な研究内容
10 飲酒による負の影響の軽減に資する研究	飲酒及びアルコール依存症によるアルコールの負の影響の軽減に資するため、神経受容体活性を指標として、酔いに影響を与える酒類成分を探索する。
11 酵素生産技術の開発と応用に資する研究	微生物による酵素生産技術を確立するため、各種の酵素発現系から得られる知見をもとに、より効率的な酵素生産宿主の開発、酵素の安定性、生産性の向上等に取り組む。

【別表 4】

平成 23 年度予算（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	1,020
自己収入	43
受託収入	32
計	1,095
支出	
業務経費	351
一般管理費	234
人件費	478
受託費用	32
計	1,095

（注）各欄積算合計と合計欄の数字は、端数処理（単位未満四捨五入）の関係で一致しない場合がある。

[人件費の取扱い]

上記の人件費は、退職手当等を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費については、期間中総額 362 百万円を支出する予定である。

【別表 5】

平成 23 年度収支計画（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	1,108
經常経費	1,108
業務経費	280
一般管理費	213
減価償却費	105
人件費	478
受託費用	32
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	1,108
運営費交付金収入	928
受託収入	32
その他収入	43
寄付金収益	0
資産見返負債戻入	105
臨時収益	0
純利益	0
目的積立金取崩	0
総利益	0

（注）各欄積算合計と合計欄の数字は、端数処理（単位未満四捨五入）の関係で一致しない場合がある。

【別表6】

平成23年度資金計画（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	1,095
業務活動による支出	1,003
投資活動による支出	92
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	1,095
運営費交付金収入	1,020
受託収入	32
その他収入	43
投資活動による収入	0
施設による収入	0
その他の収入	0
財務活動による収入	0

（注）各欄積算合計と合計欄の数字は、端数処理（単位未満四捨五入）の関係で一致しない場合がある。